

## 第 2 5 号 議 案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「結核予防法（昭和 2 6 年法律第 9 6 号）第 3 4 条第 1 項（同法第 6 7 条の規定により、読み替えられる場合を含む。以下同じ。））」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 3 7 条の 2 第 1 項（同法第 6 4 条第 1 項の規定により、読み替えられる場合を含む。））」に改める。

第 1 5 条の 4 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 8 2 」を「1 0 0 分の 1 2 4 」に改め、同項第 2 号中「3 万 3 , 3 0 0 円」を「3 万 5 , 1 0 0 円」に改める。

第 1 6 条の 4 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 3 8 」を「1 0 0 分の 2 9 」に、「1 0 0 分の 5 0 」を「1 0 0 分の 5 1 」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5 0 」を「1 0 0 分の 4 9 」に改める。

第 1 6 条の 5 中「8 万円」を「9 万円」に改める。

第 1 9 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「8 万円」を「9 万円」に改め、同項第 1 号ア中「2 万 3 , 3 1 0 円」を「2 万 4 , 5 7 0 円」に改め、同項第 2 号ア中「1 万 6 , 6 5 0 円」を「1 万 7 , 5 5 0 円」に改め、同項第 3 号ア中「6 , 6 6 0 円」を「7 , 0 2 0 円」に改める。

附則第 2 3 項を附則第 2 4 項とし、附則第 2 2 項を附則第 2 3 項とし、附則第 2 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 2 平成 19 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、当該年度分の特別区民税に係る地方税法第 314 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額が 700 万円以下である者である場合における第 15 条第 1 項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは「合算額から 5 万円（地方税法第 314 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額が 200 万円に満たない場合は、当該課税総所得金額の 100 分の 2.5 に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 12 条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

3 新条例第 15 条の 4 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 及び第 19 条の 2 第 1 項の規定は、平成 19 年度分の保険料から適用し、平成 18 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定するとともに、地方税法の改正に伴い、保険料の算定に係る特例措置を講ずる必要があるので、この条例案を提出いたします。